別添

化学物質を取り扱っている場合は、「令和７年度安全衛生管理自主点検・計画書」とともに、本自主点検表を所轄労働基準監督署へ提出いただきますようお願いします。

|  |
| --- |
| 監督署担当者記入欄（記入不要） |
| 管理番号 |
|  |

事業場名称

所在地

電話番号

化学物質等のリスクアセスメント等の実施に関する自主点検表

|  |
| --- |
| １　製造又は取り扱う化学物質 |
| ①　リスクアセスメント対象物を製造していますか。（化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも製造に該当します） | □はい | □いいえ |
| 　（①で「いいえ」と回答した場合）リスクアセスメント対象物を取り扱っていますか。（化学物質等を含む製品を業務で使用する等） | □はい | □いいえ |
| ア 製造又は取り扱うリスクアセスメント対象物の名称を記載してください。（　　　　　　　　　　　）（　　　　　　　　　　　）（　　　　　　　　　　　）（　　　　　　　　　　　）（　　　　　　　　　　　）（　　　　　　　　　　　） |
| イ リスクアセスメント対象物を取り扱う場合、その用途は何ですか。（　　　　　　　　　　　）（　　　　　　　　　　　）（　　　　　　　　　　　）（　　　　　　　　　　　）（　　　　　　　　　　　）（　　　　　　　　　　　） |
| ウ 製造又は取り扱うリスクアセスメント対象物の量はどのくらいですか（　　　　　　　　　　　）（　　　　　　　　　　　）（　　　　　　　　　　　）（　　　　　　　　　　　）（　　　　　　　　　　　）（　　　　　　　　　　　） |
| エ リスクアセスメント対象物はどのくらいの頻度で製造又は取り扱っていますか。（　　　　　　　　　　　）（　　　　　　　　　　　）（　　　　　　　　　　　）（　　　　　　　　　　　）（　　　　　　　　　　　）（　　　　　　　　　　　）※a毎日、b週に数回、c月に数回、d 年に数回、eその他 |
| ②　がん原性物質を製造又は取り扱っていますか。 | □はい | □いいえ |
| ③　濃度基準値設定物質を製造又は取り扱っていますか。 | □はい | □いいえ |
| 　④　化学物質等（又は化学物質等を含む製品）を他の事業者に譲渡・提供・販売していますか。 | □はい | □いいえ |
| （④ではいと回答した場合回答）譲渡する化学物質等（又は化学物質等を含む製品）にラベル表示を行い、安全データシート（SDS）等を譲渡・提供・販売先に通知していますか。 | □はい | □いいえ |
| ２ リスクアセスメント等の実施体制等の整備状況（※１①ではいと回答した場合回答） |  |
| ①　化学物質管理者を選任し、化学物質等の危険性又は有害性等の調査等の実施に関する技術的事項の管理を行わせていますか。 | □はい | □いいえ |
| ②　選任する化学物質管理者に必要な講習を受講させていますか。※製造事業場においては、告示で定める講習修了者から化学物質管理者を選任する必要があります。 | □はい | □いいえ |
| ③　選任した化学物質管理者の氏名を見やすい箇所に掲示するなどにより、労働者に周知していますか。 | □はい | □いいえ |
| ３　保護具着用管理責任者の選任等 |  |  |
| ①　リスクアセスメントの結果の措置として保護具を着用させる場合、必要な知識を有する保護具着用管理責任者を選任し、ⅰ適正な保護具の選択、ⅱ保護具の適正な使用、ⅲ保護具の保守管理に関する事項を管理させていますか。 | □はい | □いいえ |
| ②　選任した保護具着用管理責任者の氏名を見やすい箇所に掲示するなどにより労働者に周知していますか。 | □はい | □いいえ |
| ４　安全衛生委員会におけるリスクアセスメント等の実施等の調査審議状況 |
| ①　衛生委員会（又は安全衛生委員会）の運営規程等に調査審議事項として化学物質等のリスクアセスメント等に関することを規定していますか。 | □はい | □いいえ |
| ②　安全衛生委員会において、リスクアセスメント等の実施状況、結果に基づく措置の実施状況、リスクアセスメント健康診断の実施状況等、今後の予定等について調査審議していますか。 | □はい | □いいえ |
| ※　労働者数が50人未満の事業場においては、労働者の意見聴取を行っていますか。 | □はい | □いいえ |
| ５　リスクアセスメント等の実施状況 |
| ①　労働者への危険が予測される作業、化学物質等を選定し、作業標準、機械設備等の仕様書、ＳＤＳ等の資料・情報を入手し、危険性又は有害性の特定を行っていますか。※業種別マニュアルに従い措置している場合は、「□はい」とあわせて「□マニュアル」にチェックをしてください。その場合②～④については回答不要です。 | □はい□ﾏﾆｭｱﾙ | □いいえ |
| ②　以下に該当する場合に、リスクアセスメントを実施していますか。　　　ア　リスクアセスメント対象物を原材料等として新たに採用し、又は変更するとき　　　イ　リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う業務に係る作業の方法・手順を新規に採用し、又は変更するとき　　　 ウ　リスクアセスメント対象物による危険性・有害性について変化が生じ又は生ずるおそれがあるとき　　　・過去に提供された安全データシート（以下「SDS」とい う。）の危険性又は有害性に係る情報が変更されたとき・濃度基準値が新たに設定されたとき又は当該値が変更されたとき |  |  |
| ②-1　特定された危険性又は有害性についてリスクの見積りを行っていますか。 | □はい | □いいえ |
| ②-2　リスクアセスメントの結果を踏まえ、リスク低減措置の検討を行っていますか。 | □はい | □いいえ |
| ※　優先順位の高いリスク低減措置を採用するようにしていますか。※優先順位ⅰよりリスクが低い代替物への変更、ⅱ工学的措置（密閉化等の設備的対策）、ⅲ管理的措置（作業手順見直し、作業者への教育等）、ⅳ個人用保護具 | □はい | □いいえ |
| ③　濃度基準値設定物質を製造又は取り扱ってる場合、リスクアセスメント等において、労働者のばく露濃度を基準値以下であることを確認していますか。 | □はい | □いいえ |
| ※　リスクアセスメント見積もりの過程において、数理モデル等による推計におけるばく露濃度が濃度基準値の１／２を超えている場合、測定により、濃度基準値以下であることを確認していますか。 | □はい | □いいえ |
| ④　化学物質等のリスクアセスメント等の結果に基づき実施する健康診断等の要否について、労働者の意見を聴取した上で、判断していますか。 | □はい | □いいえ |
| ⑤　濃度基準値設定物質について、濃度基準値を超えたおそれがあった場合に、安衛則第577条の２第４項に基づく健康診断を速やかに実施していますか | □はい | □いいえ |
| ⑥　化学物質等のリスクアセスメント等の結果に基づく措置、労働者のばく露状況、関係労働者の意見聴取状況について記録を作成し、３年保存していますか。 | □はい | □いいえ |
| ⑦　ＳＤＳとリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。 | □はい | □いいえ |
| ⑧　リスクアセスメント対象物のうち、がん原性物質を製造し又は取り扱っている場合、労働者の氏名や作業記録、ばく露状況等を作成し、30年保存していますか。 | □はい | □いいえ |
| ６　皮膚等障害化学物質を取り扱う場合、不浸透性の保護具を着用させていますか。　　※業種別マニュアルに従い措置している場合は、「□はい」とあわせて「□マニュアル」にチェックをしてください。 | □はい□ﾏﾆｭｱﾙ | □いいえ |
| ７　リスクアセスメント対象物を小分けにして保管する際は当該物の名称と人体に及ぼす作用について、容器等に表示する等により、当該物を取り扱う者に明示していますか。 | □はい | □いいえ |
| ８　リスクアセスメント対象物を製造し又は取り扱う設備に係る改造、修理、清掃等（当該設備を分解する作業又は当該設備の内部に立ち入る作業に限る）の注文がある場合に、当該注文の請負人に対し、当該リスクアセスメント対象物の有害性等の情報を文書交付等で通知していますか。 | □はい | □いいえ |
| ９　労働者の雇入れ時に化学物質の危険有害性に関する事項等を教育していますか。 | □はい | □いいえ |

* 自主点検の結果、実施できていない事項については、改善に取り組んでください。
* 製造又は取り扱う化学物質がリスクアセスメント対象物に該当するかどうか以下のサイトから確認することができます。



◎サイト：https://cheminfo.johas.go.jp/step/1-3.html

　　　　　又は右の二次元バーコードをスマートフォンで

読み取ってください(リンク先: （独）労働者

健康安全機構労働安全衛生総合研究所)。